

**栃木県感染症予防計画及び
宇都宮市感染症予防計画の実施状況について**

栃木県感染症予防計画（体系図）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

<特定感染症予防指針>

- ・インフルエンザ、結核
- ・後天性免疫不全症候群、性感染症
- ・麻しん、風しん、蚊媒介感染症 等

栃木県保健医療計画
(8期計画)

栃木県新型インフルエンザ等
対策行動計画

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
(平成11年4月1日厚生省告示第115号)

整合

整合

関連

栃木県感染症予防計画

第1章 総論

感染症の予防の推進の基本的な方向

感染症の発生及びまん延防止に
重点を置いた施策の推進

県民一人一人の感染症の予防及び
治療に重点を置いた対策の推進

人権を尊重した対策の推進

健康危機管理の観点に立った
迅速かつ適確な対応

4つの基本的な方向に基づき、新型コロナ対応の課題を踏まえ、
感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応できる体制を構築

第2章 各論

第1節

感染症の発生の予防及び
まん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

第2 感染症のまん延防止のための施策

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに
人権の尊重に関する施策

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、
病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

第2節

速やかにかつ継続して必要な
医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

第8 宿泊施設の確保に関する施策

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は
新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

第3節

迅速かつ適確に対応できる
健康危機管理体制

第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

感染症から県民の生命と健康を守る施策の実現

関連

栃木県結核対策プラン

整合

健康危機対処計画

各種施策の主な取組

年度	第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制	第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制	第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制
R 6 (取組)	<p>◎啓発・知識の普及（リスクコミュニケーション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ラジオCM（R6.8月放送） ○ディスプレイ広告・動画広告（R7.1～2月）（別紙参照） ○季節性インフルエンザや新型コロナ流行時の注意喚起（県HP等） <p>◎感染症発生予防のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症発生動向調査 <ul style="list-style-type: none"> ・定点医療機関等から情報を収集・分析し定期的に公表 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>◎医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療措置協定の締結（別紙参照） ○個人防護具の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関1か月分（県目標）を備蓄 ○協定締結医療機関に対する施設整備、設備整備の補助（別紙参照） <p>◎宿泊施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊療養確保措置協定の締結（別紙参照） <p style="text-align: right;">等</p>	<p>◎検査の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査措置協定の締結（別紙参照） <p>◎人材養成・資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○とちぎ感染症対応力強化プロジェクト（別紙参照） ○研修 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関向け研修：計3回（別紙参照） ・保健所等職員人材育成研修：計5回 <p style="text-align: right;">等</p>
R 7 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ディスプレイ広告・動画広告【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマーケティングによる広報啓発について、R6年度の評価を行い、より効果的な広報啓発を検討 ○感染症発生動向調査 <ul style="list-style-type: none"> ・急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの実施【新規】（別紙参照） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療措置協定の締結【継続】 ○個人防護具の備蓄【継続(新規)】 <ul style="list-style-type: none"> ・国の備蓄水準に基づく計画的な備蓄を開始 ○協定締結医療機関に対する施設整備、設備整備の補助【継続】 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○とちぎ感染症対応力強化プロジェクト【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策コーディネーターを継続して養成するとともに、フォローアップを実施 ○研修・訓練【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者アンケートを踏まえ、より効果的な研修内容を検討 <p style="text-align: right;">等</p>

感染症に関するリスクコミュニケーション事業（ディスプレイ広告、動画広告）について

1. 目的

新型コロナ対応を踏まえ、平時から、感染症に関する正しい知識や感染対策等について、県民向けに普及啓発（リスクコミュニケーション）を行い、県民の感染症に対する理解を促し、意識を醸成する。

2. 内容

令和6年度は、梅毒の予防啓発や受検促進のほか、感染症に関する適切な知識を周知するとともに感染対策を促進するため、web上で広範囲に表示され、かつ対象者のターゲティングが可能なデジタル広告（ディスプレイ広告、動画広告）を実施した。

	①ディスプレイ広告 (Webサイトやアプリの広告枠に表示される広告)	②動画広告
内容	<ul style="list-style-type: none">梅毒の予防及び早期発見・早期治療の啓発のため、趣向を変えた4種類のバナー（※1）を配信 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">広告をクリックすると、県ホームページ内の梅毒に関するページに移動	<ul style="list-style-type: none">感染症の発生動向を踏まえた基本的な感染対策の周知のため、手洗い・マスクの着用・換気について啓発するとちまるくんの6秒動画（※2）を配信 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">広告をクリックすると、県ホームページ内の「感染症インフォメーション」のページに移動
対象者	県内在住の10～60代の男女 〔男性：特に20代～50代〕 〔女性：特に10代・20代〕	県内在住者
媒体	Google広告 Yahoo!広告 Instagram広告	YouTube広告 Instagram広告

※1 バナー4種類



※2 とちまるくん動画



動画リンク: <https://youtu.be/hTi40r31Ao4>

感染症法に基づく医療措置協定等の状況について

医療措置協定等の締結状況（R7.1.31時点）

協定項目	流行初期		流行初期以降	
	数値目標	実績	数値目標	実績
病床（床）	270	435	600	721
発熱外来（機関）	27	292	730	701
自宅療養者等への医療の提供（病院・診療所）（機関）	—	—	400	452
自宅療養者等への医療の提供（訪問看護事業所）（機関）	—	—	50	61
自宅療養者等への医療の提供（薬局）（機関）	—	—	300	727
後方支援（機関）	—	—	200	108
人材派遣（人）	医師		40	51
	看護師		70	132
検査（件/日）	540	3,750※	8,760	7,361 ※
宿泊（室）	100	1,751	1,100	1,751

※検査数は、民間検査機関（定性的な協定を除く）、地衛研、医療機関の合計

一般病床300床以上を有する医療機関及び県立病院であって、20床（本県の流行初期医療確保措置の基準）以上の締結状況

No.	地域	医療機関名	締結見込み数	
			流行初期（床）	流行初期以降（床）
1	西	上都賀総合病院	20	20
2	東	芳賀日赤	20	24
3	南	TMCLしもつが	20	20
4	南	新小山市民病院	20	20
5	北	那須日赤	20	25
6	北	国際医療福祉大学病院	23	23
7	安	佐野厚生総合病院	20	20
8	安	足利日赤	20	20
9	宇	NHO栃木	25	25
10	宇	NHO宇都宮	22	22
11	県	自治医科大学附属病院	25	38
12	県	獨協医科大学病院	22	40
13	県	済生会宇都宮病院	20	22
14	県	栃木県立がんセンター	20	20
15	県	栃木県立岡本台病院	20	20
16	県	栃木県立リハセンター	20	20
計			337	379

√300床未満で20床以上はJCHOうつのみや病院（20床）

新興感染症対応力強化事業（施設整備・設備整備）について

1.事業概要

- ❑ 病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする協定を締結した医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所及び薬局）における、感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、個人防護具の保管庫等の施設・設備整備に対する支援を行い、本県の感染症対応力の強化を図る。
- ❑ 令和7年度においても、引き続き実施予定。

2.令和6年度補助実績

事業	交付医療機関 (交付件数)	補助対象（申請件数）
施設整備	36機関 (38件)	①病室の感染対策に係る整備（申請件数：5） ②病棟等の感染対策に係る整備（申請件数：3） ③個人防護具保施設の整備（申請件数：30）
設備整備	86機関 (119件)	①簡易陰圧装置（申請件数：9） ②検査機器（PCR検査機）（申請件数：41） ③簡易ベット（申請件数：9） ④HEPAフィルター付き空気清浄機（申請件数：60）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、高齢者施設等において集団発生が多く発生したことを踏まえ、新興感染症等発生時においても対応できるよう、平時から各施設に感染対策の中心となる人材を配置するとともに、施設支援可能な専門家を確保することで、県内の感染症対応力の強化を図る。

1 高齢者施設等における感染対策コーディネーターの養成・配置

感染対策の中心となる人材(感染対策コーディネーター)を研修により養成し、各施設に1名以上を配置

【役割】

- ・平時から自施設の感染対策の推進や、研修・訓練等の実施
- ・感染症発生時における嘱託医や協力医療機関、保健所等と連携、及び適切な感染対策を実施

2 地域アドバイザーの選定

医師、薬剤師、看護師等感染制御の専門家(地域アドバイザー)を保健所圏域毎に複数名選定

【役割】

- ・平時から保健所を通じた施設等への感染対策の支援
- ・保健所開催の会議等による情報共有、研修・訓練への協力等による連携
- ・保健所の依頼に基づき、感染症発生時等における施設への感染対策の支援・指導

高齢者施設等における感染症対応力強化

とちぎ感染症対応力強化プロジェクト 事業内容

感染対策コーディネーター

1 感染対策コーディネーター養成

高齢者施設等から参加

研修修了者

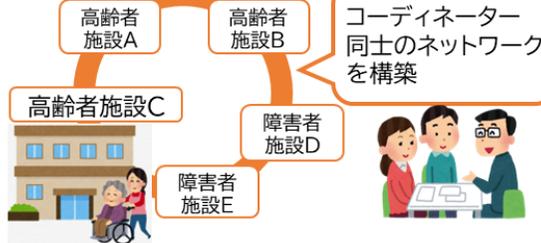


感染対策コーディネーター

- ・平時から自施設の感染対策研修・訓練等の実施
- ・感染症発生時の関係機関と連携
- ・適切な感染対策の実施



2 活動報告会(地域連携促進)



3 フォローアップ研修(スキルアップ)

令和7年度～開始

- ・感染症出現時における施設内の感染対策マネジメント方法の習得
- ・実際の状況を想定した実技演習

助言・指導

相談
(管轄保健所へ)

保健所



- ・感染症に関する相談支援(一般、施設)
- ・感染症発生時対応
- ・管内の関係機関と発生時訓練
- ・感染症に強い地域づくり
- ・医療機関との連携



連携体制の構築

地域アドバイザー



- ・保健所圏域毎に複数名配置
- ・感染管理に関する専門的相談

【地域アドバイザーの主な役割】

- ・平時から保健所を通じた施設等への感染対策の支援
- ・保健所開催の会議等による情報共有、研修・訓練への協力等による連携
- ・感染症発生時等における施設への感染対策の支援・指導

※地域アドバイザーは医療機関から推薦された専門職員(医師、薬剤師、看護師等)

プロジェクト事務局

人材育成・情報発信

人材育成
支援
情報発信

【人材育成】

- ・感染対策コーディネーター養成等
- ・地域アドバイザーの支援

【情報発信】

- ・感染症情報
- ・施設で実施する研修等で活用できる資料
- ・平時の感染対策、感染症発生時に活用できる資料
- ・コーディネーターの活動報告

とちぎ感染症対応力強化プロジェクト事業実績(令和6年度)

感染対策コーディネーター養成

【感染対策コーディネーター研修会】

◎年間12回(各保健所圏域2回)、定員30名で開催
令和7年2月1日現在、11回実施、いずれも定員満員
受講後に認定証発行(313名分)

【参加施設内訳】

施設種類	参加数	割合	参加者職種	割合
高齢者施設	236	75.4%	看護師・准看護師	59.7%
障害者施設	77	24.6%	介護士	12.5%
			管理職	13.4%
			相談員	8.0%
			事務	2.9%
			その他	3.5%

【研修参加理由】

- ・感染対策の正しい知識、最新情報、他施設の情報を得るため
- ・施設内感染対策の強化及び研修のため
- ・施設長の勧め
- ・感染対策に不安があったため

【感染対策コーディネーター活動報告会】

目的:感染対策コーディネーター間の連携構築・情報共有

開催日:令和7(2025)年2月28日(金)

対象者:感染対策コーディネーター

参加者:70名(予定)

- 開催内容
- (1)感染対策コーディネーター活動報告
 - (2)施設で行う感染対策について(講話)
 - (3)感染対策Q&A

地域アドバイザー

委嘱:統括アドバイザー:2名

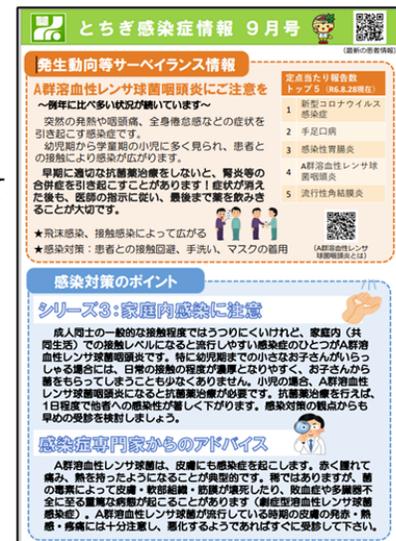
地域アドバイザー:各保健所圏域ごとに2~3名 計15名

地域の活動:

- ①実績 保健所圏域5か所13名
- ②内容 高齢者施設向け感染症対策研修会講師
感染症関係会議にオブザーバーとして出席

情報発信

- ①ホームページ開設(7/8)
- ②とちぎ感染情報(月刊誌:毎月上旬掲載:7月~2月)
- ③感染対策コーディネーター限定公開
 - ・研修会資料
 - ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症について
 - ・微生物と感染対策



感染対策等研修（協定締結医療機関向け）について

感染症予防計画において、「県は、新興感染症の発生及びまん延時に関係者が相互に連携し必要な対策を講じることができるよう、医師会等の医療関係団体と連携し、行政関係者や医師等の医療従事者を含む、感染症対策に関わる多様な人材を対象とした研修を実施する」旨を明記している。そこで、県として研修会を開催し、関係機関に対して感染対策の重要性を周知することにより、新興感染症発生及びまん延時における体制強化を図る。

1. 目指すべき姿

研修参加者が効果的かつ効率的な感染対策を理解し、実践できる

- ✓ 平時から基本的な感染対策を徹底し、各医療機関においてノウハウを蓄積している。
- ✓ 新興感染症発生及びまん延時において、平時に蓄積したノウハウを最大限活用し、患者に対して良質な医療を提供できる。

2. 開催済みの研修会

回数	対象	時期	内容	講師	参加人数
第1回	県内の医療従事者 行政機関（市町）等	7月10日 ※参集& WEBによる ハイブリッド開催	○効率的かつ効果的な感染対策、新興 感染症に向けた対応	○川崎市健康安全研究所 参与 岡部信彦氏	464人 (Zoom接続数)
第2回	病院、診療所向け	12月20日 WEB開催	○新興感染症発生及びまん延時における 院内感染対策 ○患者対応に関する感染対策の取組事 例紹介	○自治医科大学附属病院 感染制御部長 笹原 鉄平 氏 ○上都賀総合病院 薬剤部長 (ICT) 野澤 彰 氏 ○長島医院 理事長 長島 徹 氏	169人 (Zoom接続数)
第3回	訪問看護事業所、薬局 向け	12月26日 WEB開催	○新興感染症発生及びまん延時における 患者対応時の感染対策 ○患者対応に関する感染対策の取組事 例紹介	○自治医科大学附属病院 感染制御部長 笹原 鉄平 氏 ○さくら訪問看護ステーション 鳥居 香織 氏 ○ピノキオ薬局南河内店 加藤 誠一 氏	160人 (Zoom接続数) 10

国は「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」を廃止し、COVID-19やその他の呼吸器感染症を含めた「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」を包括的に策定し、COVID-19を含む急性呼吸器感染症の国内動向を把握するため、**急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス**の体制を整備する方針を示した

目的

- 国において、将来的なパンデミックに備えたサーベイランスのあり方について検討がなされ、急性呼吸器感染症（ARI）を一体的に把握する方針が示された。
- 発生動向において各感染症の患者数や病原体等の発生数を集計し、ARIの**発生の傾向(トレンド)や水準(レベル)**を踏まえた、**流行中の呼吸器感染症を把握することとされた。**

方針

急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義の決定

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例（発熱の有無は伴わない）

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの開始

急性呼吸器感染症の症例定義に一致し、急性呼吸器感染症と診断された患者を5類感染症の定点把握疾病に位置づけ、定点医療機関からの報告を元に、**国内の発生の傾向や程度を把握**する。

報告開始時期（予定）

令和7年4月7日（第15週）～
急性呼吸器感染症（ARI）定点／病原体定点報告開始

定点設計の方針及び定点選定

- 定点数は全国で約5,000か所→約3,000か所
- 現在の小児科定点及びインフルエンザ/COVID定点を活用

●小児科定点

保健所管内人口		定点数
現行	変更後	
～3万	～11.5万	1
3万～7.5万	11.5万～18.5万	2
7.5万～	18.5万～	3+(人口-7.5万)/5万

●内科定点

保健所管内人口		定点数
現行	変更後	
～7.5万	～15万	1
7.5万～12.5万	15万～25万	2
12.5万～	25万～	3+(人口-12.5万)/10万

<栃木県での必要な定点数>

- 小児科定点において、48か所→**25か所**(23か所減)
- 内科定点において、28か所→**20か所**(8か所減)
- 病原体定点（定点の概ね10%を指定）→**9か所**

1 患者定点の対象疾患

2 病原体定点の対象疾患

内科	
ARI定点	
インフルエンザ	
COVID-19	

小児科			
ARI定点		小児科定点	
インフルエンザ		RSウイルス感染症	手足口病
COVID-19		咽頭結膜熱	伝染性紅斑
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	突発性発しん
		感染性胃腸炎	ヘルパンギーナ
		水痘	流行性耳下腺炎

指定提出機関 (インフルエンザ病原体定点)
インフルエンザ

小児科病原体定点	
RSウイルス感染症	手足口病
咽頭結膜熱	伝染性紅斑
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	突発性発しん
感染性胃腸炎	ヘルパンギーナ
水痘	流行性耳下腺炎

現行

ARI定点開始後

内科	
ARI定点	
インフルエンザ	
COVID-19	
ARI定点	
急性呼吸器感染症 (症例定義に合致する症例)	

小児科			
ARI定点		小児科定点	
インフルエンザ		RSウイルス感染症	手足口病
COVID-19		咽頭結膜熱	伝染性紅斑
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	突発性発しん
		感染性胃腸炎	ヘルパンギーナ
		水痘	流行性耳下腺炎
ARI定点			
急性呼吸器感染症 (症例定義に合致する症例)			

ARI病原体定点
症例定義に合致する症例

小児科病原体定点	
RSウイルス感染症	手足口病
咽頭結膜熱	伝染性紅斑
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	突発性発しん
感染性胃腸炎	ヘルパンギーナ
水痘	流行性耳下腺炎

感染対策等研修について（宇都宮市）

本市感染症予防計画において、「感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応するためには、適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家や行政機関における感染症対策の施策立案を担う人材等、多様な人材が必要となることから、「市、保健所、衛生環境試験所等」及び「高齢者施設等」における人材の養成及び資質の向上を目的とした研修を実施する」旨を明記している。

そこで、市として研修会を開催し、関係機関に対して感染対策の重要性を周知することにより、感染症発生時における体制強化を図る。

1. 目指すべき姿

研修参加者が効果的かつ効率的な感染対策を理解し、実践できる

- ✓ 平時から基本的な感染対策を徹底し、各高齢者施設等においてノウハウを蓄積している。
- ✓ 新興感染症発生及びまん延時において迅速に対応できるよう、感染症対策を担う保健所職員や応援職員の体制が整備される。

2. 開催済みの研修会

回数	対象	時期	内容	講師	参加人数
1	高齢者施設等職員向け	8月5日 ※参集& WEBによる ハイブリッド 開催	○高齢者施設等における感染症予防について	○とちぎ感染症対応力強化プロジェクト 地域アドバイザー 感染管理認定看護師 小島貴子氏	43人 (参集+Zoom接続数)
2	市役所職員向け	9月30日 参集開催	○新興感染症発生に備えた感染症対策 ○庁内応援職員の役割について	○前宇都宮市保健所長 羽金 和彦氏 ○宇都宮市保健所保健予防課 副主幹 岡田美穂子氏	88人
3	保育所等職員向け	11月28日 ※参集& WEBによる ハイブリッド 開催	○保育所等における感染症予防について	○とちぎ感染症対応力強化プロジェクト 地域アドバイザー 感染管理認定看護師 富井洋介氏	56人 (参集+Zoom接続数)
4	保健所および 衛生環境試験所職員向け	12月3日 参集開催	○健康危機発生時における保健所職員の役割 について ○新興感染症等の発生に備えた感染症対策	○川崎市健康安全研究所 所長 岡部信彦氏 ○宇都宮市保健所総務課 主幹 菅谷寛子氏	41人